

獎學生推薦書

貴財団の設立及び奨学金給付ガイドラインの内容を理解して、本校に在学する下記の学生を貴財団の奨学生として推薦します。

氏名			
フリガナ			
生年月日（西暦）	/ /	性別	男 ・ 女 ・ その他
国籍			
大学/大学院			
学部/研究科			
学科/専攻			
学位	学部 ・ 修士 ・ 博士	学年	
在学見込期間	/ /	～	/ /

※ 修士・博士へ進学希望の場合は進学後も含めた在学期間とする

推薦者

学校			
役職		氏名	印

※ 推薦者は、学長・学部長・総長のいずれかとする

指導教官の推薦文

※ 英語も可

[illegible]

指導教官

大学/大学院	
学部/研究科	
氏名	印 もしくは サイン

※ガイドラインは提出不要です。

① 公益財団法人イノアック国際教育振興財団奨学金給付ガイドライン ■

【 目的 】

日本から海外の大学等に留学する者及び、海外から日本の大学等へ留学する者に対する奨学援助に関する事業を行い、わが国と諸外国との相互理解の促進に寄与するとともに、世界に貢献できる人材の育成 に寄与することを目的とする。

【 事業 】

- ① 日本人学生の海外留学に対する奨学金の支給。
- ② 外国人留学生に対する奨学金の支給。
- ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

【 応募 】

- ① 応募する者は自ら学ぶ意欲が高く、学業に精進している者であること。
- ② 学校（学長又は学部長）推薦があること。

【 採用 】

応募者の応募書類、面接を通して第一次選考を行い、面接による第二次選考により合格者を内定し、理事会での承認を得て、本人に合格の旨を伝える。

【 奨学生の義務 】

- ① 一層学業に精進し健康に留意して、本財団の期待する奨学生に相応しい態度であること。
 - ② 奨学金は学業のために使い、他の目的に使用しないこと。
 - ③ 本財団が実施する行事に参画し、奨学生相互の啓発向上に努め、志を高めること。
 - ④ 以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。
 - ① 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
 - ② 休学、復学、転学、留学、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
 - ③ 他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。
 - ⑤ ガイドラインに著しく違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること。
- 特別の理由がなく上記（１）～（５）の義務を怠ったときは、奨学金の支給を停止します。

【 奨学生終了後の心構え 】

本財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えております。奨学生終了後も連絡が取れるようにしてください。

- （１）奨学生終了後も氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の事項に変更があった場合には本財団までお知らせ下さい。
- （２）就職・転職等の場合には、本財団までお知らせ下さい。
- （３）研究の成果、書籍の出版、新聞への掲載、論文の発表等の報告は大歓迎です。